

令和元年度 事業報告書

事業名	せせらぎスクール推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	せせらぎスクール推進事業	開始年度	平成4年度
担当部署	生活環境部生活環境総務課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

本県の水環境を美しいまま未来の世代に引き継いでいくため、水生生物を用いた水質調査「せせらぎスクール」の指導者等を対象とした講座を開催し、指導者の養成・資質向上を図る。また、水生生物調査を実施する団体等を支援することにより、県民の「せせらぎスクール」への参加を促進し、水に親しむ機会を増やすことにより地域の水環境保全の意識の高揚を図ることを目的とする。単年度における目標値は令和7年度までにせせらぎスクール参加団体を160団体、延べ参加者数を8,000人以上（震災前の人数）とし、その後は減少しないこととする。（経過目標 令和元年度＝80団体 4,000人、令和4年度＝120団体 6,000人）

2. 概要

「せせらぎスクール指導者養成講座」を開催することにより、「せせらぎスクール」の指導者の養成・資質向上を図るとともに、「せせらぎスクール」参加団体等に、必要な教材を提供する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
 福島県環境基本計画
 福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

1. せせらぎスクール指導者養成講座
 (1) 対象：せせらぎスクールの指導者を目指す方、自治体担当者等
 (2) 内容：水生生物調査の実施のための講義・実習、実践指導等を行った。
 ア せせらぎスクール指導者養成講座初級編1コース 受講生 9名
 イ せせらぎスクール指導者養成講座初級編2コース 受講生 24名
 ウ せせらぎスクール指導者養成講座実践編 受講生 8名 水生生物調査参加親子8名

2. せせらぎスクール
 (1) 募集案内：各市町村、各市町村教育委員会、国立小・中学校、各私立小・中学校、各私立高等学校、各県立高等学校、水生生物調査実施団体、各公民館、各自然の家、教育庁、各教育事務所、教育センター」に、ホームページやメール、ファクス等で「せせらぎスクール」の募集案内を行い参加を呼び掛けた。
 (2) 内容：「せせらぎスクール」参加団体等にバックテスト、比色表、冊子「川の生き物を調べよう」、冊子「魚・鳥・植物 川辺で見かける生物たち」、下敷き、その他説明書等、「せせらぎスクール」実施に必要な教材を提供した。
 (3) 周知活動：「うつくしま川の体験マップ」「せせらぎスクール推進事業報告書」の作成・配布を行った。
 (4) せせらぎスクール調査結果報告団体：35団体 1,412名

令和元年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境アドバイザー等派遣事業	開始年度	平成8年度
担当部署	生活環境部生活環境総務課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

県が委嘱した「環境アドバイザー」を市町村等、各種団体が開催する講演会等に講師として派遣することにより、多様な場における環境教育・学習機会の提供を行うとともに、地域における自主的な環境保全活動の推進を図る。目標値は、令和9年度までの延べ受講者数を5,000人以上として、環境教育・学習機会の継続的な提供及び支援を行う。

2. 概要

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等に講師として派遣する。

3. 根拠法令等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
 福島県環境基本計画
 福島県環境教育等行動計画

4. 実施内容等

環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを「環境アドバイザー」として委嘱し、市町村、公民館、各種団体等が開催する講演会、講習会、研修会等に講師として派遣した。

- ・委嘱した環境アドバイザー数：現在23名
- ・派遣回数：25回
- ・延べ受講者数：803名
- ・令和元年度実施講演会等の例：
 - 令和元年6月20日 金山町沼沢公民館「沼沢火山のもたらした自然環境と災害」
 - 令和元年8月29日 田村市立滝根小学校「夏井川の水生生物について」
 - 令和元年11月1日 東レフィルム加工株式会社福島工場「気候変動と異常気象」

令和元年度 事業報告書

事業名	環境保全対策推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境顕彰、環境の日・環境月間事業	開始年度	平成26年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

本県は、東日本大震災及び原子力災害による影響を受けたものの、広大な森林と数多くの河川を有し、尾瀬や猪苗代湖、裏磐梯など日本を代表する美しい自然に恵まれており、県民はそうした自然から豊かな恵みを楽しみ暮らしを営んでいるが、県民は、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

福島県内の環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体等を顕彰し、その功績を称え、広く紹介するとともに、環境関連行事を周知すること等により、県民の環境保全に関する意識の高揚を図り、もって県環境基本条例に謳う「人と自然が共生できるふるさと福島の実現」に資するものとする。

○目標値 環境月間に行われる環境関連行事数の増加を目指す。
 （平成29年度：20、平成30年度：24、令和元年度：23）

2. 概要

顕彰の対象とする活動を福島県内で長期にわたって実践した個人・団体等に対し、その功績を顕彰し広く県民に紹介することによって、県民の環境保全活動に関する意識高揚を図り、環境保全活動を促進する。

また、環境保全活動等に資する情報を県民に広く啓発し、新たな環境保全活動の実践が促進されるように取り組む。

3. 根拠法令等

“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰要綱（最終改正 平成27年12月28日）

4. 実施内容等

1 環境顕彰
 福島県内の7地方振興局、59市町村に対して環境顕彰候補者の推薦を依頼し、推薦のあった個人・団体等について選考審査を行い、特に顕著な功績があると認められた者に知事感謝状・記念品を授与して、その功績を新聞やホームページを活用し広く県民に周知し、環境保全活動に対する意識を広報した。

表彰式 日時 令和元年6月4日（火）11:00～
 場所 杉妻会館（福島市）
 受賞者 〔個人〕草野 秀雄（いわき市）
 〔団体〕ふるさとの川・荒川づくり協議会（福島市）
 〔団体〕桑折町蛭保存会（桑折町）
 〔団体〕千石ニュータウン第2区町内会（会津若松市）
 〔団体〕夏井川流域住民による川づくり連絡会（いわき市）

2 環境の日、環境月間
 （1）上記表彰に合わせ、環境の日、環境月間の趣旨等について周知するとともに、環境月間中におけるイベント等についてホームページで周知を行った。
 また、6月19日には福島駅前でクールシェア等の地球温暖化対策やマイバッグ推進など環境に関する街頭啓発活動を実施した。

（2）マイボトル・マイカップ推進キャンペーンを6月から実施した。
 環境省のプラスチックスマート、マイボトル・マイカップキャンペーンに登録し、新聞広告やテレビ放送等で広くキャンペーンの周知を図った。
 各団体・事業所等に対し「マイボトル・マイカップ推進キャンペーン協力店」への登録を依頼し、登録店にはステッカーなどを配付し、使い捨て容器のゴミを削減する取組を促進した。
 ・マイボトル・マイカップ推進キャンペーン協力店登録事業者数：17事業者284店舗（3月時点）
 ・啓発活動：県内のスポーツイベント、環境イベント、会議における周知等

令和元年度 事業報告書

事業名	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	新規・継続区分	継続
事項名	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	開始年度	平成26年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

空き缶等の散乱ゴミ対策について考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることを目的としている「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」が実施する地域の環境保全や環境美化活動を支援し、県民、事業者、行政が一体となった環境保全実践活動の取組を推進する。

○目標値 地域の環境保全や環境美化活動を通し、一人一日当たりのごみ排出量の削減を目指す。当面、令和2年度まで935g/人・日以下を目指す。

- ・平成30年3月末現在 1,042g/人・日 (R2.3時点の公表データ)
- ・平成29年3月末現在 1,039g/人・日
- ・平成28年3月末現在 1,057g/人・日
- ・平成27年3月末現在 1,081g/人・日

2. 概要

「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」は、昭和58年に県、市町村、市民団体、県内の企業等が参加して設立した団体である（現在85団体）。

本協議会の設立目的は、空カン等散乱ごみについての対策を考え、清潔で潤いのある美しい県土を守る県民運動の効果的な推進を図ることである。

本事業は、協議会が主体となって実施する道路、河川、公園等の清掃活動や花いっぱい運動など、地域の環境保全や環境美化活動を支援するものである。

3. 根拠法令等

福島県環境美化推進事業補助金交付要綱

4. 実施内容等

「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」への助成（600千円）

「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」が主体となって実施する道路、河川、公園等の清掃活動や花いっぱい運動など、地域の環境保全や環境美化活動を支援するため、協議会の事業費（啓発事業、清掃活動事業）に対して助成を行った。

（協議会の事業内容）

(1) 県民の環境保全及び環境美化意識の向上を図るため、駅前の街頭啓発や国立公園内などでの美化活動イベント等において、啓発物品を活用した啓発活動を実施するとともに、植栽により環境美化を促進し、環境美化活動を促進した。

また、多年にわたる環境美化等に関する奉仕活動に地道に努め、その実績が特に顕著な団体及び個人を表彰し、その実績等を広報紙により市町村や各団体等へ周知することで、地域住民の環境意識の維持向上を図った。

(2) 環境月間（6月）や環境衛生週間（9/24～10/1）にちなみ、春と秋の年2回県内各地域で清掃活動を展開する際に、県民が環境美化活動に取り組めるようゴミ袋等の清掃用品を支援し、原発事故以降放射線の影響を考慮し低迷している県民自ら実施する美化活動の活性化を図った。

令和元年度 事業報告書

事業名	地球温暖化対策事業	新規・継続区分	継続
事項名	地球にやさしい”ふくしま”県民会議	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

目的：「地球にやさしい”ふくしま”県民会議」（地球温暖化対策地域協議会）を推進母体とし、県民、事業者、行政等が共通認識に立った地球温暖化対策の具体的な取組を促進する。

目標：温室効果ガス排出量について、2020年度（令和2年度）までに基準年度（2013年度、平成25年度）比25%、2030年度（令和12年度）までに45%の削減を図る。

2. 概要

地球温暖化防止のため、県民、事業者、学校、地域社会等に対する普及啓発活動を実施し、県民一人一人の地球温暖化防止に向けた取組を促進する。

3. 根拠法令等

○地球温暖化対策の推進に関する法律 ○気候変動適応法 ○地球温暖化対策計画（国） ○福島県地球温暖化対策推進計画

4. 実施内容等

- (1) 県民会議・地方会議の開催
 ○県民会議開催（5月22日）
 ○地方会議開催
 県北（6月24日）、県中（8月27日）、会津（6月21日）、南会津（2月25日）、相双（6月10日）、いわき（6月27日）
- (2) 県民会議構成員と連携した一般家庭、学校、事業所への普及啓発
 ○みんなでエコチャレンジ
 ・家庭で簡単かつ継続的に取り組める省エネ・省資源活動、気候変動への適応策等を「福島エコ道」として普及啓発を図るとともに、「エコ川柳」を募集し、環境保全等について楽しく考える機会を提供した。
 ・参加世帯数～3,198世帯、エコ川柳の投稿～434首
- ふくしまエコライフマイスター
 ・地域の家電販売店と連携し、家庭への省エネ家電の普及促進を図るため、研修会を開催し、ふくしまエコライフマイスターの養成を図った（11月19日）。
- 地球温暖化防止活動推進員養成研修（10月18日）
 ・気候変動適応に関する内容を拡充した研修会を開催し、推進員のスキルアップ及び新規推進員の養成を図った。
- 街頭啓発活動等
 ・商業施設等におけるパネル展示（5月27日～6月7日、8月21日～30日、11月25日～12月6日）及び街頭啓発活動（6月1日、8月24日、11月30日）を実施し、省エネ・省資源、3Rの推進、気候変動適応、夏季のライトダウン等について普及啓発を図った。
- 地方会議の活動
 ・県北（6月24日講演会）、県中（8月27日講演会）、会津（6月21日講演会、9月29日・12月21日街頭啓発）、南会津（10月5日・11月9日・2月8日街頭啓発）、相双（6月10日講演会・工場見学、7月5日清掃活動、7月7日・12月15日イベント出展）、いわき（2月16日イベント出展）

令和元年度 事業報告書

事業名	地球温暖化対策事業	新規・継続区分	継続
事項名	エコドライブ推進事業	開始年度	平成30年度
担当部署	生活環境部環境共生課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

目的：本県の二酸化炭素排出量の約2割を占める運輸部門における地球温暖化対策を進めるため、エコドライブの推進を図る。

目標：温室効果ガス排出量について、2020年度（令和2年度）までに基準年度（2013年度、平成25年度）比25%、2030年度（令和12年度）までに45%の削減を図る。

2. 概要

エコドライブ講習会を開催する事業所等へ講師を派遣し、事業所の従業員等によるエコドライブの実践を促進するとともに、従業員等の家族や地域でのエコドライブの取組へと波及させていく。

3. 根拠法令等

○地球温暖化対策の推進に関する法律 ○地球温暖化対策計画（国） ○福島県地球温暖化対策推進計画

4. 実施内容等

○「福島議定書」事業（事業所版）に参加する事業所が開催したエコドライブ講習会に講師を派遣した。（8回）

令和元年度 事業報告書

事業名	愛鳥週間ポスターコンクール	新規・継続区分	継続
事項名	地域環境の保全に係る普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

野鳥への親しみや野鳥保護思想についての普及啓発を目的とする。
 東日本大震災発生後の平成23、24年度は実施を見合わせていたが、ポスターの制作過程において、自然のなかで野鳥を観察することで子どもたちが心に潤いを持って成長することを願い、また、制作に携わる子どもたちを通して野鳥のいる自然の保護意識の醸成、県機関への原画展示や各市町村や教育機関へのポスター配布による啓発運動などを行い、地域住民や教育関係者へも野鳥保護思想の高揚を図るとともに、心の復興の一助になるよう、平成25年度以降当該事業を継続している。
 当事業では参加児童数を増やすことを目標とし、令和元年度事業計画までは毎年参加者1050人を目標数としていたが、令和2年度事業計画作成時に目標値の修正を行い、本事業の期間である平成25年度から令和9年度までの15年間で合計1万人の参加を目標とすることとした。（本年度事業報告においては、修正後の目標値において進捗状況の報告を行う。）
 参加者目標数は、令和9年度までに県内児童のコンクール参加率を東日本大震災の前年の平成22年度の値まで回復させることを目指し、令和元年度以前の参加実績と令和2年度以降の想定参加率及び想定県内児童数から算出した参加者数の値の合計とした。

2. 概要

県内の小・中学生を対象に、愛鳥週間用ポスターの原画を募集する。
 県で選考された作品を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「平成32年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に福島県代表として応募する。
 なお、応募作品は、環境省、文部科学省及び学識経験者で構成する審査会により入賞作品を決定するとともに、公益財団法人日本鳥類保護連盟総裁賞受賞作品は翌年度の愛鳥週間ポスターとして全国に配付される。

3. 根拠法令等

生物多様性基本法、鳥獣保護管理法、第12次鳥獣保護管理事業計画

4. 実施内容等

①平成30年度に開催された「平成31年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」の審査結果に基づき選定・制作された「平成31年度愛鳥週間用ポスター」について、各市町村や教育機関への配布・掲示を通し野鳥保護思想の啓発運動を行った。
 ② 県内の全小・中学校へ令和2年度愛鳥週間用ポスターの原画募集を行い、小学校16校・106人、中学校45校・376人、計61校482人の参加があった。
 ③ 各地方振興局長は、地方審査会を開催し提出された作品の中から優秀作品（小学校29点・中学校61点）を選出するとともに、そのうち上位作品（小学校15点、中学校31点）を県審査会へ推薦した。
 ④ 県審査会において県知事賞（小・中学校各2点）、県教育委員会教育長賞（小・中学校各3点）を選考し、地方振興局長賞とともに賞状・副賞の授与を行った。また、各賞に入賞しなかった作品において参加賞を配布した。
 ⑤ 優秀作品について、県庁内及び野生生物共生センターにおいて原画展示を行った。
 ⑥ 上位作品6点（小・中学校各3点）を公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催する「令和2年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール」に県代表として推薦を行い、内1点が入選となった。

令和元年度 実績報告書

事業名	尾瀬地域における環境保全活動推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	環境保全活動及びその知識の普及啓発事業	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

優れた自然環境を有する尾瀬国立公園の環境を保全するため、尾瀬国立公園入山者や地域住民等に対して環境保全に関する知識の普及を図る。
尾瀬国立公園の入山者数のうち、尾瀬沼ビジターセンターの入館者数の割合を平成39年度までに27%とする。

2. 概要

尾瀬地域における環境を保全するため、環境保護等のための資料等を継続的に作成し、現地での環境学習やビジターセンターにて積極的に広報等に活用するほか、県ホームページにも掲載し、尾瀬の環境保全や生態系、適正利用に関する知識の普及啓発を図る。

3. 根拠法令等

自然公園法、生物多様性基本法

4. 実施内容等

尾瀬の環境保全を継続的に広報するための資料等を作成し、尾瀬の環境保全や適正利用に関する知識の普及啓発を図った。
①専門委員会による持続的比較調査が可能な調査体制の構築
専門委員会を（11月11日）開催し、多様な生態系を保有する尾瀬の効果的かつ具体的な調査内容等について整理検討するとともに、尾瀬の環境を持続的・順応的に管理をするための調査内容の普及啓発の方法等について検討した。
②尾瀬訪問者による環境保全活動の参加・協力
尾瀬国立公園の特別保護地区というこれまで調査が行き届いていない環境について調査を行うことで、尾瀬の自然の価値を可視化し、調査内容の普及を行うことにより尾瀬を訪れる登山者が尾瀬の価値を理解し、自律的に尾瀬の環境保全活動に参加・協力者の拡大を図った。
③尾瀬の環境保全に関する知識の継続的な普及啓発
尾瀬沼ビジターセンターでのポスター掲示等や解説、「尾瀬の保護と復元」を県HPに掲載し尾瀬の環境保全に関する情報提供を行った。

令和元年度 事業報告書

事業名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	新規・継続区分	継続
事項名	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	開始年度	平成23年度
担当部署	生活環境部自然保護課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

COP10による生物多様性に対する関心の高まりや東日本大震災に伴う省資源・省エネルギー型ライフスタイルへの見直しを契機として、子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承する。
 また、今年9月に改定された「新・尾瀬ビジョン」において、「学校団体等による尾瀬での環境学習の推進」が今後必要な取組として明確化されたことを受け、本県においてもより積極的に本事業を推進するため、目標値は、年間700名を着実に実行することとし、広く子どもたちの環境意識の醸成を図っていく。

2. 概要

子どもたちを対象とした「尾瀬」の優れた自然環境の中で行う質の高い環境学習を推進し、生物多様性の重要性や自然との共生に対する意識の醸成を図り、豊かな自然環境を次世代に継承するため、尾瀬で環境学習を実施する小・中学生等に対し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費の一部を助成する。

3. 根拠法令等

ふくしま生物多様性推進計画（生物多様性地域戦略）

4. 実施内容等

- (1) 実績：19団体468名
- (2) 助成の対象：尾瀬国立公園で、ガイドを活用した質の高い環境学習を行う県内の小・中学校、特別支援学校のほか、子どもたちの健全育成を目的とする県内のスポーツ少年団、子ども会、社会教育関係団体、旅行会社。
- (3) 要件：①尾瀬国立公園特別保護地区で実施すること。
 ②尾瀬認定ガイドを活用した少人数（8人に1人のガイドレシオ）での自然解説、自然保護の歴史学習（ゴミ持ち帰り運動や電源開発への反対運動など自然保護発祥の歴史）、植生復元や環境に配慮した上下水道の学習等、質の高い学習を行うこと。
 ③学校、学年、学級、団体単位で行う行事であること。
- (4) スキーム：「尾瀬環境学習推進協議会（地元町村、関係団体、県、県教育委員会で設立）」の活動に対し負担金を支払い、協議会は、事業を円滑に推進するため、参加校を募集し、ガイド料、体験学習費、交通費、宿泊費の一部を助成するとともに、事前学習の実施、ガイドの斡旋、緊急時の連絡体制・搬送体制の整備等を行った。
- (5) その他事業内容：県内小中学校や社会教育関係団体へ制度の認知度向上を図るため、メールによる周知や訪問活動を行った。

令和元年度 事業報告書

事業名	窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト	新規・継続区分	継続
事項名	窒素りん除去型浄化槽普及拡大プロジェクト	開始年度	平成25年度
担当部署	生活環境部水・大気環境課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

県内有数の観光地である猪苗代湖の周辺地域においては、東日本大震災後、観光客の激減など被害は深刻であり、地域の魅力・活力を回復していくためにも、かつて全国湖沼水質日本一を誇った猪苗代湖の水質を取り戻すことが県民の悲願となっている。

また、猪苗代湖では自然浄化機能の急激な低下から、りんによる富栄養化に伴う水質の悪化が懸念されており、その排出量の約5割を占める生活系及び観光系からのりん対策が急務となっている。

このため、県では窒素りん除去型浄化槽の整備促進を図ってきたところであるが、震災後の社会経済情勢の変化から、当該浄化槽の設置基数が「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」に掲げる当初目標（年間80基）を大幅に下回っている状況にある。

このような状況を踏まえ、平成25年4月からの条例改正による当該浄化槽の設置義務化を契機に、更なる普及拡大と適正な維持管理及び保守管理並びに家庭で出来る生活排水の取組[※]への理解の推進を図り、猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方を対象とした講習会を開催するなど住民参加型のプロジェクトを展開し、猪苗代湖の水質日本一への復活を目指して、地域住民等に対して生活排水の適正処理など水環境保全に関する知識の普及啓発を図る。

従って、関係業者及び猪苗代湖流域の住民、水環境保全に関心のある方を対象とした講習会の参加者数目標を年間80名とし、水環境保全に関する知識の普及啓発を図り、猪苗代湖の水質日本一復活に寄与する。

※ 家庭で出来る生活排水の取組：
台所の流しには、ろ紙袋をかぶせた三角コーナーや目の細かいストレーナーなどをつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにしたり、洗剤を適量使用し、洗剤の無駄をなくすなどの実践活動。

2. 概要

猪苗代湖の水環境を保全するため、「窒素りん除去型浄化槽の管理に関する講習会」を開催し、当該浄化槽の適正な維持管理及び保守管理並びに家庭で出来る生活排水の適正処理の取組への理解を促進し、県のホームページ等に掲載することで、県民に対して水環境保全に関する知識の普及啓発を図る。

3. 根拠法令等

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例
 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画

4. 実施内容等

事業の詳細
【窒素りん除去型浄化槽の管理に関する講習会】（委託事業）
 浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者等や、猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方を対象とした講習会を開催した。講習会開催にあたっては、チラシの配布により幅広く周知した。また、講習会では、同浄化槽の役割や仕組みについて実物等を使用して分かりやすく説明するとともに、浄化槽設置区域内の行政区で開催することによりその住民により身近に、同浄化槽の適切な施工・保守管理や家庭で出来る生活排水の適正処理の重要性を認識してもらった。

さらに、浄化槽の施工業者や保守点検業者には、県内における浄化槽の施工や保守点検時に併せて、県民に対する生活排水の適正処理に関する知識の普及を担ってもらい、県のホームページに、浄化槽の適正な維持管理や家庭で出来る生活排水の適正処理の取組を掲載することにより、県民に対して広く水環境保全に関する知識の普及啓発を図った。

①開催日時：〈1回目〉平成31年4月26日（金） 〈2回目〉令和元年11月14日（木）
 ②開催場所：〈1回目〉猪苗代町「学びいな」 〈2回目〉猪苗代町「中目集会所」
 ③開催回数：年2回
 ④対象者・参加人数：浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者、浄化槽施工業者や猪苗代湖流域の住民及び生活排水の適正処理など水環境保全に関心のある方 〈1回目〉43名 〈2回目〉21名

令和元年度 事業報告書

事業名	「尾瀬子どもサミット」小・中学生3県交流事業	新規・継続区分	継続
事項名	「尾瀬子どもサミット」小・中学生3県交流事業	開始年度	平成17年度
担当部署	教育庁義務教育課	終了年度	令和9年度

1. 目的及び目標（値）

尾瀬を取り巻く3県の小・中学生を対象とした「尾瀬子どもサミット」を実施することにより、尾瀬の水源の在り方や尾瀬の自然保護、尾瀬特有の動植物等、環境問題に対する認識を深め、3県の児童生徒の交流や触れ合いを図るとともに、次の世代を担う子どもたちの自然観及び自然環境観を育成し、環境教育を推進するとともに、環境保全に係る普及・啓発を図る。

○目標値：参加児童生徒数として、毎年、定員の20名を目指し、10年後、のべ200名の児童生徒参加数を目指す。

2. 概要

福島、新潟、群馬の3県から、公募による各20名の小・中学生、計60名を対象に、3泊4日にわたる尾瀬滞在を通して、班ごとに行う「フィールド活動」や参加児童生徒一人一人が学んだことを班でまとめ、その成果を発表し合う「全体発表会」の2つを主な活動とするものである。その他、尾瀬の自然を守るための取組を学ぶ「尾瀬レクチャー」、3県の児童生徒の親睦を深める「全体交流会」、さらには、3泊4日の活動の流れや参加児童生徒が学んだことなどを集約した記録集の作成などの活動を行う。なお、記録集は80部（参加児童数により変動有り）作成し、参加児童生徒及び参加児童生徒の所属する学校、該当市町村教育委員会、各教育事務所及び関係機関等に配布（環境保全等に関する普及・啓発）する。また、最終日には、各県に戻り、知事に対して参加児童生徒一人一人が活動内容や環境保全に対して考えたこと、学んだこと等を報告する「知事報告会」を実施する。

3. 根拠法令等

4. 実施内容等

(1) 事前調査会

福島県2名、新潟県1名、群馬県2名のスタッフ計5名で、群馬県利根郡片品村の尾瀬ヶ原周辺において、6月13日、14日の2日にわたって実施計画の検討及び尾瀬沼周辺の活動範囲や危険箇所を把握するため実地踏査を行った。

(2) 「尾瀬子どもサミット」7月30～8月2日（3泊4日）

福島からは小学生11名、中学生7名、計18名が参加。

活動内容：

1日目：開会式・開会イベントを実施。尾瀬山の鼻ビジターセンター所員から尾瀬のルールやマナーについてレクチャーを受けた。

2日目：各班ごとにテーマを設定し、尾瀬認定ガイドとともに尾瀬の動植物の生態や尾瀬の自然を守る保護活動について学ぶフィールド活動を行った。午後、山の鼻公衆トイレの下水処理の仕組みを学び、浄化設備や汚泥処理施設の見学をした。夕食後、3県合同の全体交流会、フィールド活動の振り返りを行った。

3日目：午前中、尾瀬認定ガイドとともに、さらに詳しく動植物について観察したり、自然保護への取組について調べたりするフィールド活動を行った。昼食後、班ごとに活動を振り返り、調査結果をまとめた。その後、全体発表会を開催し、各班の調査結果を発表と意見交流を実施。夕食後、県ごとの意見交換会において活動全体を振り返って感想を交流し、観察レポートにまとめた。

4日目：閉会式を実施。帰庁後、副知事への報告会を実施。参加児童生徒一人一人が活動をとおして学んだことやこれからの生活に生かしたいことなどを報告した。

(3) 記録集の作成・配付（11月）

各県の参加児童生徒が作成した観察レポートをまとめて記録集を作成した。印刷・製本し、参加生徒児童の他、所属する学校、県内各教育事務所及び該当市町村教育委員会、関係機関に送付し、活動の成果報告とした。